清田区 土木センター便り

第77号
令和5年9月発行

1 もしもの災害に備えよう

いつ発生するかわからない自然災害から自分の身を守るには、普段の備えや知識が重要です。
災害が起こった際の避難行動や避難場所などを事前に確認しておきましょう。
区役所で以下のような防災に役立つパンフレット等を配布していますので、ぜひご活用ください。

防災の知識を身に付けよう

●さっぽろ防災ハンドブック

災害の知識や、ご家庭でどのような備えをするべきかをまとめています。
この冊子を活用して、災害への備えや防災活動に取り組んでください。

さっぽろ防災ハンドブック

●自主防災マニュアル

災害時の被害を最小限に食い止めることを目的とした地域の自発的な防災活動の手引きです。
町内の平常時の活動や災害発生時の行動、日ごろの備え等をまとめています。

札幌市 自主防災マニュアル

災害リスクを確認しよう

●札幌市浸水ハザードマップ

内水氾濫や洪水のおそれがある区域や避難場所などを示しています。

札幌市 浸水ハザードマップ

●清田区防災マップ

災害が発生したときの避難先が一目でわかります。
そのほか、土砂災害警戒区域なども示しています。

札幌市 清田区の避難場所

●札幌市地震防災マップ

想定最大規模の地震に対する
・震度分布(揺れの強さ)
・液状化危険度
・家屋全壊率
を確認できます。

札幌市 地震防災マップ

●札幌市防災アプリ「そなえ」

スマートフォン向け防災アプリです。緊急情報が通知されるほか、避難場所の確認やＡＲ(拡張現実)機能で危険度体験ができます。

札幌市 防災アプリ そなえ

冊子等の配布場所　清田区役所総務企画課地域安全担当係・広聴係

2 歩道にﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞを設置されている皆様へ

●届出はお忘れではありませんか？

以下の場合、廃止届や変更届が必要です。
まずは、土木センターにご相談ください。

① 歩道に占用しているロードヒーティングはあるが、使用していない。
② 占用者の住所や氏名等が変わった。
③ 第三者に譲渡した。

●継続申請はしていますか？

ロードヒーティングの占用期間は**5年以内**です。
占用許可期間が満了する前に、占用者の皆様にはご案内を郵送し継続申請をしていただいています。

もし、お手元の道路占用許可書に記された期限が過ぎている場合には、一度、土木センターへご連絡ください。

札幌市 道路占用の許可条件

3 庭木が道路にはみ出していませんか？

庭木が道路にはみ出していると、人に当たってケガをしたり、車を傷つけたり、事故の原因となりかねません。

また、庭木が道路にはみ出していることが原因の事故は、その所有者が責任を問われる場合があります。

道路にはみ出した庭木は、所有者の責任で剪定をお願いします。

《道路にはみ出している庭木》

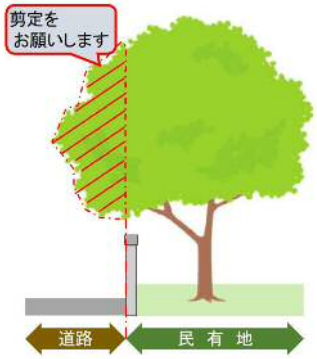

4 除雪ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動のための用具をお貸しします

札幌市では、市民・学校・企業等と行政の協働による除排雪を推進しており、地域の除雪ボランティア団体(町内会、学校、企業等)に対して除雪用具の貸出し(無償)を行っています。

●貸出し対象のボランティア活動

道路やその周辺において、地域の方々のために行う右のような除雪ボランティア活動が対象となります。

道路の除雪

個人宅の間口除雪

消火栓やごみｽﾃｰｼｮﾝ周辺の除雪

●お貸しする除雪用具の例

スコップ

スノープッシャー

スノーダンプ

※お申込みや詳しい制度の内容については、土木センターまでお問い合わせください。

札幌市 除雪用具の貸出

編集・発行
札幌市清田区土木部維持管理課(清田区土木センター)
〒004-8616 清田区平岡2条4丁目1番40号
TEL 888-2800 / FAX 884-6474
https://www.city.sapporo.jp/kiyota/doboku/

SAPPORO KIYOTA

さっぽろ市
02-Q02-23-1068
R5-2-744